

## 「児童生徒等の交流及び共同学習実施について」

### 1 実施について

- (1) 県立特別支援学校及び市町村（学校組合）立小・中・義務教育学校に在籍し、交流及び共同学習を希望する児童生徒等のうち、交流先学校長の了解が得られた者について実施する。
- (2) 交流及び共同学習を実施する学校は、両者の教育目標にどのように合致し、教育的効果があるのかを明らかにし、校内の共通理解や研修を組織的に進める。
- (3) 計画をする際には、教育課程上の位置付け、指導・評価計画等を十分検討し、当日の活動だけでなく、事前・事後の学習も含めた系統的な内容を計画するように努める。また、直接的な交流だけでなく、手紙や作品を通じての交流、タブレット端末等のICT機器を活用した交流等、間接的な交流の方法についても検討して充実させる。
- (4) 全ての児童生徒等が学習活動に参加している実感・達成感を持てるように配慮し、障がいのある児童生徒等については個人に必要な合理的配慮の提供がなされるようにする。
- (5) 交流及び共同学習担当教員は、交流先学校の担当教員と連絡を密にし、常に活動状況の把握と学校間の理解促進及び連携強化に努める。
- (6) 交流及び共同学習の実施回数及び1回当たりの実施時間は、児童生徒等の過重負担とならないよう児童生徒等の身体状況等に応じて適切に計画する。また、実施にあたっては事故の防止等に努めるとともに児童生徒等が在籍する学校の学校長の責任において実施することとする。なお、原則として、通学については保護者の責任のもとに行うこととする。

### 2 実施の手順

- (1) 県立特別支援学校と市町村（学校組合）立小・中・義務教育学校が交流及び共同学習を実施する際は、様式1により交流先学校長へ依頼を行う。
- (2) 交流先学校長は様式2により承諾をする。
- (3) 県立特別支援学校長は、様式1及び様式2の写しを特別支援教育課へ提出する。
- (4) 県立特別支援学校長は交流及び共同学習の終了後、実施報告書（様式3）を特別支援教育課へ提出する。

